

定 款

一般社団法人広島県老人保健施設協会

一般社団法人広島県老人保健施設協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人広島県老人保健施設協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 この法人は広島県内において開設又は開設準備中の介護老人保健施設、並びにこの法人の設立目的に賛同する者相互の連携により、介護老人保健施設の向上発展と社会的使命の遂行を図り、高齢者等の保健医療・福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護老人保健施設の管理運営の適正化及びサービスの質の確保向上に関する調査及び研究。
- (2) 介護老人保健施設の経営に関する調査及び研究。
- (3) 高齢者の保健医療・福祉に関する調査研究と情報提供及び普及啓発。
- (4) 関係機関及び関係団体との協議並びに連絡・調整。
- (5) 介護老人保健施設の施設職員及び関係者に対する専門知識・技術等の研修。
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 社員及び賛助会員

(法人の構成員)

第4条 この法人の社員及び賛助会員は次に掲げる者をもって構成する。

(1) 社員

広島県内で介護老人保健施設を開設し、本会の目的に賛同して入会した介護老人保健施設の代表者を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人及び団体または個人。

- 2 前項の介護老人保健施設の代表者とは、介護老人保健施設の開設者又は管理者(施設長を含む) 或いは開設者が指名したものとする。

3 社員及び賛助会員の氏名または会員が所属する団体の名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の事務所に備え置きして閲覧できるものとする。

(社員および賛助会員の資格取得)

第5条 この法人の社員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 この法人の活動に経営的に生じる費用に充てるため、社員及び賛助会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第7条 社員及び賛助会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 社員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって、その社員及び賛助会員を除名することができる。但し、その者に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により社員及び賛助会員を除名するときは、その者に社員総会の一週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 除名が決議されたときは、除名した者にその旨を通知するものとする。

(社員及び賛助会員の資格喪失)

第9条 社員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 社員が所属する施設などを退職した場合、又は第4条2項に定める代表者でなくなったとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。

- (6) 社員及び賛助会員が所属する団体等が解散したとき。
- (7) 除名されたとき。
- (8) 5分の4以上の社員による同意があったとき。

(社員及び賛助会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員及び賛助会員が第9条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 入会金、会費及びその他の拠出金品は、社員及び賛助会員が資格喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

- 2 前項の社員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 社員または賛助会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長はその社員総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合において第17条の規定する社員総会に出席したものとみなす。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、決議権を行使する場合は、社員総会の日時の直前のこの法人の業務終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書を書面又は電磁的方法でこの法人に提出しなければならない。

2 第1項の規定により行使した議決権の数は、出席した際、社員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成す

る。

- 2 議事録には、議長及び出席した社員又は理事のうちから会議において選出された2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事、監事及び代表理事

(理事、監事及び代表理事の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
うち代表理事1名
 - (2) 監事 2人
- 2 代表理事を会長とする。
 - 3 理事のうち2名を副会長とする。
 - 4 理事として、外部の学識経験者を置くことができる。

(理事、監事、代表理事及び役付理事の選任・選定)

第22条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、予め会長に指名された副会長がその職務を代行する。
- 4 理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を防げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利を有する。

(理事及び監事の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び幹事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第28条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置く事ができる。

2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、この法人に顕著な公労あるものを社員総会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、この法人に功労ある者又は学識経験あるものの中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する、ただし、その任期は役員任期と同じとする。

4 名誉会長、顧問及び参与は会長の諮問に応じ社員総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、決議に加わることができない。

5 名誉会長、顧問及び参与の任期は、役員任期に準ずるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第34条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印のうえ保管する。

第7章 試算及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、定時社員総会の監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長の決議を経て別に定める。

第11章 補則

(設立時の役員)

第46条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

理事

住所 *****

氏名 藤井 功

住所 *****

氏名 河野 英樹 (副会長)

住所 *****

氏名 野村 陽平 (副会長)

住所 *****

氏名 大谷 博正

住所 *****

氏名 岡本 隆嗣

住所 *****

氏名 郷力 和明

住所 *****

氏名 小山 峰志

住所 *****

氏名 酒井 亮介

住所 *****

氏名 藤原 恒太郎

監事

住所 *****

氏名 小野 栄治

住所 *****

氏名 小林 博文

代表理事

住 所 広島市東区牛田東三丁目 19 番 5 号

氏 名 藤 井 功 (会長)

(委任)

第 4 7 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める、

(法令準拠)

第 4 8 条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに関係法令に従う。

(最初の事業年度)

第 4 9 条 この法人の設立当初の事業年度は、第 3 7 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(最初の役員の任期)

第 5 1 条 この法人の設立当初の役員の任期は、第 2 5 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員)

第 5 2 条 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

住 所 *****

氏 名 藤 井 功

住 所 *****

氏 名 河 野 英 樹

住 所 *****

氏 名 野 村 陽 平

以上、一般社団法人広島県老人保健施設協会 を設立のため、社員藤井功他 2 名の定款作成代理人である司法書士法人佐藤・高森事務所 社員佐藤暢芳は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和7年1月5日

社員 藤 井 功

社員 河 野 英 樹

社員 野 村 陽 平

上記社員3名の定款作成代理人

広島県福山市西深津町三丁目7番11号

司法書士法人佐藤・高森事務所

社員 佐 藤 暢 芳